



「第7回 家賃債務保証会議」を開催します ～家賃債務保証業界の健全な発展に向けて～

12月2日(火)に「第7回 家賃債務保証会議」を開催し、業界の健全な発展に向けて、国の施策や業界動向、家賃債務保証に関わる取組事例、業界の課題について発信します。

1. 会議の目的

国や各業界団体などから家賃債務保証に係る情報提供を行うとともに、居住支援活動で先進的な取組を行っている家賃債務保証会社をパネリストにお迎えし、各社の取組や法改正の対応について共有・議論します。

これにより、家賃債務保証業者と居住支援法人や家主・不動産関係者との連携を深めるきっかけを作り、登録(認定)家賃債務保証業者制度の普及促進、家賃債務保証業界全体の底上げを図るものです。

2. 日時

令和7年12月2日(火) 14:00～16:30 (YouTubeでのライブ配信)

3. 内容(予定) ※詳細は別紙をご覧ください。

- (1) 国土交通省からの情報提供(改正住宅セーフティネット法を含む)
- (2) 業界団体からの情報提供
- (3) パネルディスカッション

コーディネーターからの各社の発表内容に対するコメント及び質疑、
法改正への対応について(原則引受、緊急連絡先)

登壇会社:株式会社 Casa、ジェイリース株式会社、日本賃貸保証株式会社

4. 視聴方法 ※事前申し込みが必要となります

当会議の様子は、家賃債務保証や居住支援にご関心がある方はどなたでも視聴できます。

視聴を希望される方は、下記申込フォームで必要事項を入力の上、11月27日(木)までに申し込みを行ってください。

【二次元コード】

【家賃債務保証会議 申込フォーム】

<https://www.koujuuzai.or.jp/yachinsaimuhosyoukaigi/>



<問い合わせ先>

【家賃債務保証会議に関すること】

第7回家賃債務保証会議 事務局

担当:一般財団法人高齢者住宅財団 金浜、中川、潮井

TEL:03-6870-2415(平日 9:30～17:45)

【家賃債務保証業者登録・認定制度に関すること】

住宅局安心居住推進課 TEL:03-5253-8111



最新
ポイントを
解説

受け入れ
リスクを
最小限に

保証で
広がる
「受け皿」

居住支援
と
空室対策

リフォーム
費用の
補助

**参加費
無料!!**
〈視聴対象〉
制限なし

第7回

家賃債務保証会議

開催日時

2025. **12/2** 火

14:00 | スタート

16:30 | 終了予定

- 1 登録(認定)家賃債務保証業者制度に関する**国の施策・業界動向等の情報提供**
- 2 家賃債務保証での**取組みの好事例**及び**他業種との連携事例**の共有
- 3 家賃債務保証**業界の健全な発展と課題**について

\\ 今知りたいことが全て聞ける! //

視聴対象者 **家賃債務保証**や**居住支援**にご関心がある方はどなたでも視聴できます。

開催方法

YouTubeでのライブ配信となります。
会議終了後、一定期間アーカイブ配信を実施いたします。



ご視聴方法

申込フォームよりご視聴の申込みをお願いいたします。
登録いただいたメールアドレスにYouTube配信の視聴URLをお送りさせていただきます。

申込締切日

11/27 木 まで

お申込みは
二次元バーコードから



主催

国土交通省 住宅局 安心居住推進課



国土交通省

第7回 家賃債務保証 会議

会議の目的

国や各業界団体などから家賃債務保証に係る情報提供を行うとともに、
居住支援活動で先進的な取組みを行っている家賃債務保証会社をパネリストにお迎えし、
各社の取組みや法改正の対応について共有・議論いたします。
これにより、家賃債務保証業者と居住支援法人や家主・不動産関係者との連携を深めるきっかけを作り、
登録(認定)家賃債務保証業者制度の普及促進、家賃債務保証業界全体の底上げを図るものです。

住宅セーフティネット法改正のポイント

- 1 「終身建物賃貸借」の認可手続きを簡素化
- 2 居住支援法人の業務に「残置物処理業務」を追加
- 3 住宅確保要配慮者が利用しやすい「認定家賃債務保証業者制度」の創設
- 4 入居中のサポートを行う「居住サポート住宅」の創設

プログラム

第1部 情報提供

- 1 国土交通省住宅局安心居住推進課からの情報提供
- 2 業界団体からの情報提供
 - 不動産関係者目線での住宅確保要配慮者の受入れ
 - 入居者への生活サポートや支援等の関わりについて

第2部 パネルディスカッション

- パネリストによる自社紹介
株式会社 Casa
ジェイリース株式会社
日本賃貸保証株式会社
- コーディネーターからの各社の発表内容に対するコメント及び質疑
- 法改正への対応(原則引受、緊急連絡先)